

教育委員会定例会次第

日時：令和5年2月24日（金）午前10時00分

場所：富士川町役場 3階 301会議室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の指名

4 教育長の報告

5 議 題

議案第3号 令和4年度富士川町一般会計補正予算（第15号）について

議案第4号 富士川町立小中学校設置条例の一部改正について

議案第5号 富士川町教育委員会における富士川町個人情報保護条例施行規則
の一部改正について

議案第6号 富士川町新中学校開校検討委員会設置要綱の一部改正について

議案第7号 富士川町教育委員会区域外就学許可基準の制定について

議案第8号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について（図書館協議会委員報酬）

議案第9号 富士川町子どもの読書活動推進計画の策定について

議案第10号 富士川町地域スポーツチームによる地域創生支援事業補助金交
付要綱の制定について

6 協議事項

7 報告事項

（1）新入学児童の適正就学について（口頭説明）

8 その他

9 今後の日程について

（1）令和4年度末人事異動作業に係る地教委との最終話し合いについて

日時：令和5年3月7日（火）、8日（水）16:30～17:30

場所：南巨摩郡合同庁舎2階会議室

（2）令和5年度山梨県市町村教育委員会連合会定期総会（書面決議）

別紙「書面表決書」を3月3日（金）までに回答（返信用封筒にて）

10 閉 会

1、中学3年生の高校受検について

前期入試は、2月1日（水）・2日（木）に実施され、2月9日に合格者が発表されました。後期試験は3月3日（金）に実施予定で合格発表は3月10日（金）です。

○学年人数 増穂中学校 92名 鯉沢中学校 22名

○公立高校前期入試合格内定者数

増穂中学校受検者 21名 内定者数 18名（県外1名）

鯉沢中学校受検者 9名 内定者数 9名

○私立高校合格者（単願）

増穂中学校 5名 鯉沢中学校 2名

○公立学校後期入試出願者数

増穂中学校 後期出願者 59名（定時制1名）未定0名

非受検者 2名

鯉沢中学校 後期出願者 11名 未定0名

非受検者 0名

○私立受験者 増穂中学校 6名（通信制）

○進学 増穂中学校 2名（わかば支援学校 高等部）

2、新年度の小学校入学児童・中学校入学生徒について

令和5年度に管内小中学校へ入学する児童・生徒の見込みは次の通りです。

○増穂小学校 69名

○増穂南小学校 5名

○鯉沢小学校 18名 小学校の入学合計は、84名（昨年85名）

○増穂中学校 95名

○鯉沢中学校 15名 中学校の入学合計は、110名（昨年113名）

3、新年度の小中学校のクラス編成について

令和5年度の各小中学校のクラス編成見込みは次の通りです。

○増穂小学校 普通学級 17 支援学級 4（知的1・自情3） 【昨年同様】

○増穂南小学校 普通学級 2 複式学級 2 支援学級 1（知的1） 【昨年+1】

○鯉沢小学校 普通学級 6 支援学級 2（自情2） 【昨年+1】

◎小学校の学級数は、 34学級 【昨年+2】

※うち、 普通学級 25・複式 2・支援学級 7（知的2・自情5）

○増穂中学校 普通学級 10 支援学級 4（知1・自情2・難聴1） 【昨年+1】

○鯉沢中学校 普通学級 3 支援学級 0 【昨年同様】

◎中学校の学級数は、17学級 【昨年+1】

※うち、 普通学級 13・支援学級 4（知的1・自情2・難聴1）

4、学校における新型コロナ感染対策について

現在、富士川町の小中学校では、町内外の感染状況を分析する中で、校長会で協議し、2月10日付で「感染レベル1」に引き下げ、各学校では感染対策に十分に留意する中で、年度末の締めくくりに向けた学習活動に鋭意取り組んでおります。

時を同じくして、文科省から『卒業式におけるマスクの取り扱いに関する基本的な考え方』が示されたことを受け、2月13日には、県教育委員会より同じ表題で、次のような内容の通知が出されました。

◇基本的な考え

- 生徒や教職員は、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞等の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓や保護者等は、マスクを着用するとともに、座席間で触れ合わない程度の距離を確保したうえで、参加人数の制限は不要。

◇主な留意事項

- 必要な感染対策を講ずること。
- 保護者や来賓には、マスクの着用を求めること。
- 普段と異なる症状があるときには出席を控えること
- 学校や教職員が児童生徒にマスクの着脱を強いることはしない。
- マスク着用の有無による差別や偏見等がないように指導する。
- 生徒や保護者への丁寧な説明を行う。

校長会で検討した結果、上記の取り組みを基本に卒業式を実施する。ただし、町内の5校は、学校によって規模が大きく違うため、校長の判断により、取り組み内容に多少の工夫も可とした。また、今後大きな変更がない限り、入学式も同様の取り組みとすることを確認した。

5、各種表彰、大会の結果

○小中学校各種大会・表彰（別添のとおり）

各種表彰関係報告

増穂小学校

月日	大会名	成績	学年	氏名
1月28日	第28回 全国道場選抜空手道大会 小学5年生女子組手	敢闘賞	5年1組	吉田莉歩
11月26日	第41回 全国児童画コンクール	入選	3年1組	河住なな子

月 日	曜	時 間	場 所	内 容
25日	水	10:00	庁舎3階 会議室	定例教育委員会
26日	木	19:30	庁舎1階 会議室	新中学校開校検討委員会
30日	月	13:30	峡南合同庁舎	教育委員会 管理主事人事ヒアリング
2月1日	水		峡南合同庁舎	町内各校 管理主事人事ヒアリング
"			鯉沢・増穂 両中学校	一日入学・学校説明会
2日	木		増穂南小学校	一日入学・学校説明会
"		16:00	庁舎3F 会議室	就学に関する意見聴取の会
3日	金	9:30	庁舎3F 打合せ室	1月 定例校長会
"			増穂小学校	一日入学・学校説明会
5日	日	14:00	庁舎1階 会議室	富士川町魅力発信アンバサダー委嘱式
8日	水	10:00	庁舎3F 打合せ室	定例教頭会
"		15:00	増穂南小学校	学校運営協議会
9～11日	木		鎌倉・ディズニーランド・横浜	増穂小・増穂南小6年生修学旅行【大雪の為+1泊】
"		10:00	庁舎 301会議室	臨時教育委員会
"		13:30	峡南合同庁舎	教育委員会 管理主事人事ヒアリング
"		19:00	庁舎201.202 会議室	子ども読書活動推進計画策定委員会
14日	火	13:00	オンライン	山梨県教育指導重点説明会
23日(祝)	木	9:30	旧中部小学校体育館	富士川町歴史文化館 塩の華 竣工記念講演会
"		11:00	塩の華 会館入り口前	富士川町歴史文化館 塩の華 竣工式典
24日	金	10:00	庁舎3階 会議室	定例教育委員会

議案第3号

令和4年度富士川町一般会計補正予算要求（第15号・3月定例議会提出）

教育総務課

（歳出）

【総務学校担当】

10 款）教育費	2 項）小学校費	4 目）増穂南小学校管理費	
10 節）需用費	2 細節）燃料費		64 千円
10 節）需用費	5 細節）光熱水費		255 千円
10 款）教育費	2 項）小学校費	7 目）鯉沢小学校管理費	
10 節）需用費	5 細節）光熱水費		300 千円
12 節）役務費	1 細節）通信運搬費		20 千円
10 款）教育費	6 項）学校給食費	1 目）給食センター費	
10 節）需用費	5 細節）光熱水費		900 千円

令和4年度 富士川町一般会計補正予算要求（第15号、3月議会提出）

生涯学習課

（歳出）

【図書館準備担当】

10 款）教育費 4 項）社会教育費 5 目）図書館費

10 節）光熱水費 合同庁舎維持管理経費（光熱水費） 13 千円

12 節）委託料 合同庁舎維持管理経費（庁舎維持管理費） 12 千円

議案第4号

富士川町立小中学校設置条例の一部を改正する条例について

富士川町立小中学校設置条例(平成22年富士川町条例第93号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年3月 日提出

富士川町長 望 月 利 樹

提案理由

増穂中学校と鯉沢中学校を統合し、新しい中学校を設置することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

富士川町立小中学校設置条例の一部を改正する条例

富士川町立小中学校設置条例(平成 22 年富士川町条例第 93 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

富士川町立増穂中学校	富士川町天神中条 991 番地 1	を
富士川町立鯉沢中学校	富士川町鯉沢 1187 番地 2	

(仮称)富士川町立統合中学校	富士川町天神中条 991 番地 1	に
----------------	-------------------	---

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

富士川町立小中学校設置条例 新旧対照表

新	旧																										
(名称及び位置) 第3条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士川町立増穂小学校</td><td>富士川町最勝寺 320 番地</td></tr> <tr> <td>富士川町立増穂南小学校</td><td>富士川町小室 2618 番地</td></tr> <tr> <td>富士川町立鯉沢小学校</td><td>富士川町鯉沢 1172 番地</td></tr> <tr> <td>(仮称)富士川町立統合中学校</td><td>富士川町天神中条 991 番地 1</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	富士川町立増穂小学校	富士川町最勝寺 320 番地	富士川町立増穂南小学校	富士川町小室 2618 番地	富士川町立鯉沢小学校	富士川町鯉沢 1172 番地	(仮称)富士川町立統合中学校	富士川町天神中条 991 番地 1			(名称及び位置) 第3条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士川町立増穂小学校</td><td>富士川町最勝寺 320 番地</td></tr> <tr> <td>富士川町立増穂南小学校</td><td>富士川町小室 2618 番地</td></tr> <tr> <td>富士川町立鯉沢小学校</td><td>富士川町鯉沢 1172 番地</td></tr> <tr> <td>富士川町立増穂中学校</td><td>富士川町天神中条 991 番地 1</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>富士川町立鯉沢中学校</td><td>富士川町鯉沢 1187 番地 2</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	富士川町立増穂小学校	富士川町最勝寺 320 番地	富士川町立増穂南小学校	富士川町小室 2618 番地	富士川町立鯉沢小学校	富士川町鯉沢 1172 番地	富士川町立増穂中学校	富士川町天神中条 991 番地 1			富士川町立鯉沢中学校	富士川町鯉沢 1187 番地 2
名称	位置																										
富士川町立増穂小学校	富士川町最勝寺 320 番地																										
富士川町立増穂南小学校	富士川町小室 2618 番地																										
富士川町立鯉沢小学校	富士川町鯉沢 1172 番地																										
(仮称)富士川町立統合中学校	富士川町天神中条 991 番地 1																										
名称	位置																										
富士川町立増穂小学校	富士川町最勝寺 320 番地																										
富士川町立増穂南小学校	富士川町小室 2618 番地																										
富士川町立鯉沢小学校	富士川町鯉沢 1172 番地																										
富士川町立増穂中学校	富士川町天神中条 991 番地 1																										
富士川町立鯉沢中学校	富士川町鯉沢 1187 番地 2																										

議案第 5 号

富士川町教育委員会における富士川町個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

富士川町教育委員会における富士川町個人情報保護条例施行規則(平成22年富士川町教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名中「富士川町個人情報保護条例施行規則」を「富士川町個人情報保護法施行条例の施行に関する規則」に改める。

本則中「富士川町個人情報保護条例(平成 22 年富士川町条例第 10 号)を「富士川町個人情報保護法施行条例(令和 4 年富士川町条例第 25 号)」に、「富士川町個人情報保護条例施行規則(平成 22 年富士川町規則第 11 号)」を「富士川町個人情報保護法施行条例の施行に関する規則(令和 5 年富士川町規則第 号)」に改める。

附 則

この規則は、富士川町個人情報保護法施行条例の施行の日から施行する。

富士川町教育委員会における富士川町個人情報保護条例施行規則 新旧対照表

新	旧
<u>富士川町教育委員会における富士川町個人情報保護法施行条例の施行に関する規則</u> 富士川町教育委員会における個人情報保護に係る富士川町個人情報保護法施行条例(令和4年富士川町条例第25号)の施行に関しては、富士川町個人情報保護法施行条例の施行に関する規則(令和5年富士川町規則第 号)の規定を準用する。 この場合において、同規則中「町長」とあるのは「教育委員会」と、「富士川町長」とあるのは「富士川町教育委員会」と読み替えるものとする。	<u>富士川町教育委員会における富士川町個人情報保護条例施行規則</u> 富士川町教育委員会における個人情報保護に係る富士川町個人情報保護条例(平成22年富士川町条例第10号)の施行に関しては、富士川町個人情報保護条例施行規則(平成22年富士川町規則第11号)の規定を準用する。 この場合において、同規則中「町長」とあるのは「教育委員会」と、「富士川町長」とあるのは「富士川町教育委員会」と読み替えるものとする。

議案第 6 号

富士川町新中学校開校検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

富士川町新中学校開校検討委員会設置要綱(令和 2 年富士川町教育委員会告示第 17-2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「開校するまで」を「新校舎に移転するときまで」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

富士川町新中学校開校検討委員会設置要綱 新旧対照表

新	旧
(任期) 第4条 委員の任期は、委嘱の日から新たな中学校が<u>新校舎</u>に移転するときまでとする。 2 略	(任期) 第4条 委員の任期は、委嘱の日から新たな中学校が<u>開校す</u>るまでとする。 2 略

議案第7号

富士川町教育委員会区域外就学許可基準 (趣旨)

富士川町教育委員会は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条の規定に基づき、区域外就学の取扱いについての許可基準を次のとおり定めるものとする。

事由	許可要件	期間	必要書類等
1 転出	転出先の市町村の学校に通学することにより、児童生徒に精神的な負担が生じるおそれがある場合。	卒業まで	
2 転入予定	町外に在住しているが、家屋の新築等で近い将来富士川町の学区内に転居予定の場合	転入するまで	建築確認書、契約書 等
3 留守家庭	保護者が職務等の都合で児童が帰宅後も保護者等が不在であり、次の事項に該当する場合 (1) 保護者の勤務先近くの学区該当校に通学させたい場合 (2) 祖父母等の預かり先の住所地の学区該当校に通学させたい場合	事由が解消されるまで	在職証明書 等
4 兄弟姉妹関係	区域外就学の許可を受けようとする児童生徒の世帯に、既に当該許可を受けた兄弟姉妹が在籍する場合	卒業まで	
5 教育的配慮	(1) 児童生徒の心身状況等が就学すべき学校への通	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類

	学困難であると認められる場合 (2) 小学校在学時に区域外就学の許可を受け、中学校入学時に引き続き在籍した同学区の中学校への進学を希望する場合 (3) 学区内に居住しているが、事情により住民票の異動が困難な場合		
6 部活動関係	次のいずれも満たす場合 (1) 近隣の市町村であること。 (2) 就学区域内の学校に参加したい部活動がないこと。 (3) 前号の場合において、区域外の学校に参加したい部活動が存在すること。	卒業まで	
7 その他	その他、教育委員会が必要と認める場合	必要と認められる期間	教育委員会が必要とする書類

【条件】通学上の安全については、保護者が責任をもつこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行期日前に受けた区域外就学に係る許可については、なお従前の例による。

区 域 外 就 学 許 可 願

現 住 所 _____

(転居予定先 _____)

保 護 者 名 _____

連 絡 先 電話番号 _____

(ふりがな)
児童生徒名 _____

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 性別 男 ・ 女

在 籍 学 年 第 _____ 学年

上記の者は、次の理由により富士川町立 _____ 学校に就学を希望いたしておりますので、許可くださるよう申請いたします。また、通学に関しては保護者の責任で行います。

【理 由】 _____

【期 間】 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
(_____ 年生 ~ _____ 年生)

富士川町教育委員会

年 _____ 月 _____ 日

保 護 者 _____ 印

第 号
令和 年 月 日

様

富士川町教育委員会

区域外就学に係わる許可について（通知）

年 月 日付けで申請があったこのことについて、次のとおり区域外就学を許可します。

1 生 徒 名

2 区域外就学先

3 期 間 年 月 月 ～ 年 月 日

4 注 意 事 項 通学に関しては保護者の責任で行うこと。

議案第8号

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年3月 日提出

富士川町長 望 月 利 樹

提案理由

富士川町立図書館協議会委員の委嘱に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出理由である。

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年富士川町条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表町史編纂委員会委員の項の次に次のように加える。

図書館協議会委員	年額	3,500 円
----------	----	---------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新				旧			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
区分		報酬の額	旅費の額	区分		報酬の額	旅費の額
略				略			
町史編纂委員会委員	年額	3,000 円		町史編纂委員会委員	年額	3,000 円	
図書館協議会委員	年額	3,500 円					
略				略			

議案第10号

富士川町地域スポーツチームによる地方創生支援事業補助金交付要綱

(設置)

第1条 富士川町の地域活性化、地域における雇用機会の創出及び地域活力の再生を図るため、地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられた事業を実施する団体等に対して、富士川町地域スポーツチームによる地方創生支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するため、富士川町補助金等交付規則(平成22年富士川町規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、町と包括連携協定を締結したプロスポーツチーム等を運営する団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、富士川町人口ビジョン・総合戦略に資する事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 町の施策の推進に関する事業
- (2) まちづくりに関する事業
- (3) スポーツの振興に関する事業
- (4) 生涯学習に関する事業
- (5) 学生の地域活動及びボランティア活動への参加に関する事業
- (6) 産学公の連携に関する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に必要な経費で、別表に掲げる経費とする。

(補助金の原資等)

第5条 補助金は、地域再生法第13条の2に規定により、課税の特例の適用を受けた寄附金を原資とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)

に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) その他、町長が必要と認める書類
- (交付決定)

第7条 町長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の決定に対し、必要な条件を付することができる。
(補助対象事業の変更等)

第8条 前条の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業を変更し、または中止しようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費総額の20パーセントを超えない増減及び補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超えない流用増減並びに事業の目的に関係のない事業内容の変更等の軽微な変更については、この限りでない。

(変更の決定)

第9条 町長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の内容の変更または、中止を決定し、補助金変更承認(不承認)決定通知書(様式第6号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。
(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、事業の遂行について、町長から要求があった場合は、速やかに補助金遂行状況報告書(様式第7号)を提出するものとする。

(交付事業の遂行等の命令)

第11条 町長は、補助対象事業が交付決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にその遂行等を命じることができる。

- 2 町長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助対象事業の遂行の一時停止を命じることができる。

(実績報告書)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して、20日以内または、第7条の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第9号。以下「確定通知書」という。)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前条の規定により、補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要と認められるときは、補助金の交付決定後に概算払請求書(様式第11号)を提出することができるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が補助対象事業の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定をした補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるよう命ずることができる。

- (1) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または、補助金の執行に関し、不正の行為があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還命令)

第16条 町長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還命令通知書(様式第12号)により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命じるものとする。この場合において、補助事業者は、直

ちに当該補助金を返還しなければならない。

(補助金の執行経理)

第17条 補助事業者は、補助金の執行にあたっては、富士川町財務規則(平成22年富士川町規則第38号)の規定を準用するものとし、かつ、補助金の経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業による取得財産等について、取得価格又は、効用の増加価格が50万円以上のものについては、財産等管理台帳(様式第13号)を備えて管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助金取得財産等管理台帳に記載されたものについて、当該取得財産等の取得年度から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまでの期間は、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または、廃棄しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第14号。以下「処分申請書」という)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、処分申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、その旨を財産処分承認(不承認)通知書(様式第15号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 補助事業者が、取得財産等を処分することにより、収入があると認める場合には、その収入の全部、または、一部を補助事業者から町に納付させることができる。

(その他)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

スポーツ環境の充実事業	・各種スポーツ施設整備・改修費等
-------------	------------------

に関する経費	・地域スポーツチーム応援のための経費 ・各種スポーツイベントの開催経費 ・試合、イベント等のための備品購入費等 ・町のスポーツ振興 PR のための経費
防災環境の充実に に関する経費	・災害時対応の施設整備等
各種スポーツ指導に に関する経費	・学校体育指導のための経費 ・部活動地域移行のための経費 ・障がい者スポーツ指導のための経費 ・生涯スポーツの指導のための経費 ・スポーツ指導者講習のための経費
国際・SDGs に関する経費	・地域スポーツチームによる異文化交流のための経費
地域経済活性化に に関する経費	・各種スポーツイベント等への地域企業参画のための経費 ・県内、県外スポンサー誘致のための経費
関係人口・地域生産人口の 増大に関する経費	・地域スポーツチーム選手、スタッフの就業先の確保のための経費 ・県内、県外スポンサー企業の地域参入のための経費
新たな観光コンテンツの 開発に関する経費	・既存のコンテンツとスポーツツーリズムなど特色を生かした企画のための経費

月 日	曜	時 間	場 所	内 容
2月24日	金	14:00	(中止)	県市町村教育委員会連合会総会・学習会
"	土	9:00	町民会館	伝統文化教室発表会発表会
27日	月	15:00	市川三郷町役場本庁舎	峡南地区教育長部会(部活の地域移行)
"		19:00	庁舎 201会議室	開校検討 調査検討部会(地域部会)
28日	火	15:00	山梨大学甲府キャンパス	山梨大学教職大学院教育課程連携協議会
1日	水			公立高等学校 卒業証書授与式
2日	木	9:30	庁舎 3F	定例校長会
3日	金	10:00	庁舎議場	3月町議会開会
"				高校入学選抜試験
6日	月	9:00	庁舎議場	町議会一般質問
7日	火	10:00	庁舎議場	町議会質疑応答
"		16:30	南巨摩合同庁舎2階会議室A	地教委の県との最終話し合い(一般教職員人事案提示)
8日	水	10:00	庁舎 201会議室	町政功労者表彰式
"		16:30	南巨摩合同庁舎2階会議室A	地教委の県との最終話し合い(管理職人事案提示)
9日	金		鰍沢中・増穂中	町内両中学校卒業証書授与式
"		13:30	南巨摩合同庁舎2階会議室A	人事書類作成(各地教委事務局)
11日	土	7:00	大法師公園駐車場	大法師さくら祭り清掃
14日	火	19:00	庁舎 203会議室	開校検討 調査検討部会(総務部会)
16日	木	19:30	庁舎 201会議室	社会教育委員・公民館運営審議委員会
17日	金	10:00	庁舎議場	3月町議会閉会
"		16:00	社会福祉協議会	社会福祉協議会理事会
20日	月		増穂小・増穂南小・鰍沢小	町内三小学校卒業証書授与式
22日	水	19:00	庁舎 101会議室	開校検討委員会
24日	金		町内全小中学校	令和4年度 修了式 離任式
"			南巨摩合同庁舎3F 会議室	人事異動発表
日時を検討			庁舎 3階会議室	定例教育委員会(昨年は金曜日14:00～)